

大型ごみ廃棄・回収手続き

- ① 毎月上旬、契約係から「実験機器等」、「什器類、その他」の各大型ごみ回収日とリストの提出締切日を工学研究科文書サーバの掲示板に掲載します。
- ② 各専攻、コース、センターごとに廃棄物品を取りまとめ、契約係に各リストを提出下さい。なお、廃棄物品のなかに廃棄できないもの（水銀、絶縁油、アスベスト、電池、バッテリー等）が含まれていないか、研究室で必ず確認して下さい。
- ③ 契約係にて回収量を取りまとめ、業者に回収依頼を行います。
- ④ 各大型ごみの回収日の午前 11 時までに各専攻、コース、センターから集積場所に排出して下さい。排出する大型ごみには必ず廃棄シールを必ず貼り付けて下さい。（廃棄シールは事前に専攻等事務室に配布します）
- ⑤ 各大型ごみの回収日の午前 11 時から業者が集積場所で回収を行います。

※備品を廃棄する場合は、事前に資産管理責任者の承認が必要です。

廃棄を希望する月の2 か月前の月末までに、除却依頼書を契約係へご提出下さい。

（6 月分の大型ごみ回収での廃棄を希望する場合は、4 月末が除却依頼の〆切）

除却依頼書の提出があった翌月末までに、廃棄不可、あるいは不可の疑義がある物品についてのみご連絡致します。